

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>670</u> 円
	手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % 手数料負担者は求人者とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10.5% 手数料負担者は求人者とします。
-----------------------------	--

上記手数料には、消費税は含まれております。

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

採用決定者が、入社後に本人の都合によって離職した場合には、双方協議し離職理由等を考慮の上、原則として人材紹介料を減額する。

既に人材紹介料が支払われている場合は、速やかに人材紹介料を返金する。

- ・入社後 1 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 80 %
- ・入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50 %

許可番号 08-ユ-300034

事業所の名称及び所在地

関東情報サービス株式会社

茨城県土浦市文京町 8 番 21 号